

# 佐野美術館賛助会 ミューズクラブ会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、佐野美術館賛助会ミューズクラブという。

(事務局)

第2条 この会は、事務局を静岡県三島市中田町1-4-3 佐野美術館に置く。  
電話 055-975-7278 FAX 055-973-1790 <http://www.sanobi.or.jp>

(目的)

第3条 この会は、佐野美術館の運営及び諸活動を賛助し、ひいては地域の文化・芸術の向上に寄与することを目的とし、あわせて諸活動をとおして会員相互の交流を深め、ミューズクラブの充実を図る。

(事業)

第4条 この会は、目的を達成する為に、会費ならびに寄附金により次の事業を行う。

- (1) 美術館の諸事業を賛助する。
- (2) 美術館の修復事業を賛助する。
- (3) 美術館職員の研究等を奨励賛助する。
- (4) ミューズクラブ会員の交流を図る。
- (5) その他目的達成に必要な事業。

## 第2章 会員

(会員の資格)

第5条 会員は、この会の趣旨に賛同して入会したものとする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) ゴールド会員
- (3) 特別会員

(会員の特典)

第6条 会員は別に定める特典を受けることができる。

(入会)

第7条 会員となるには、所定の入会申込書を事務局に提出するものとする。

- 2 入会申込は、随時とする。
- 3 入会日は、申込手続きが終了した日とする。
- 4 入会者には、会員証を交付する。

(会費)

第8条 会費は、会員の種別に応じ、当該の年会費を払い込むものとする。

- (1) 正会員 1口 1万円
- (2) ゴールド会員 1口 2万円
- (3) 特別会員 1口 10万円
- 2 新規入会者への年会費は、4～9月入会者は全額、10～3月入会者は半額とする。
- 3 会費は、それを事務局へ持参、又は指定口座へ払い込むものとする。
- 4 払い込まれた会費は事由の如何を問わず、返還しない。

(会員期間の更新)

第9条 会員期間は、会計年度4月～3月と一致し、更新は自動的に行われ、第7条に規定する手続きは省略できるものとする。

- 2 会員は、年度末3月末日までに翌年度の年会費を払い込むものとする。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を事務局に提出するものとする。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 会員が死亡したとき
  - (2) 会員である法人が解散したとき
  - (3) 1年以上会費を滞納したとき

(除名)

第11条 会員が佐野美術館及びミュージークラブの品位を著しく汚すなど、社会の疑惑を招く行為を行ったときは、その会員を除名することができる。

### 第3章 組織

(運営委員会)

第12条 ミューズクラブの目的達成の為の諸案を処理・決定する機関として、運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、会員の中より、佐野美術館理事長が委嘱する。
- 3 運営委員は、10名以内とする。
- 4 運営委員会は委員の互選により、委員長1名、副委員長2名を選任する。
- 5 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(専門部会)

第13条 ミューズクラブの活動を具体的に推進する為、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、運営委員が部会長となる。
- 3 専門部会は、会員の中より、運営委員長が委嘱する。

### 第4章 雑則

第14条 この会則は、佐野美術館理事会・評議員会に報告する。

第15条 この会則の施行に関し、必要な事項は、運営委員会の議決を経て、別に定める。

附則 本会則は、平成21年4月1日より 施行する。